

刑事被疑者弁護等援助に関する取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 財団法人法律扶助協会は、弁護の必要があり、かつ、相当であると認められる事案で、直ちに弁護士料等が支払えない被疑者に対し、その弁護士料等を援助する事業（以下「弁護援助」）を、以下に定めるところにより行う。

(援助の内容)

第2条 協会は、弁護援助として、刑事被疑事件における弁護士による弁護人活動の提供並びにその弁護士及び費用の交付を事業として行う。

(業務遂行の基本方針)

第3条 協会は、本要綱に定める事業を遂行するに当たっては、刑事被疑者弁護の目的に則り、適切かつ効率的な運営を図るとともに、全国的に同じ水準となる安定した公平な利用機会の提供を図るよう努めなければならない。

(弁護士会との連携)

第4条 支部長は、単位弁護士会と、当番弁護士制度との連携及び弁護人の推薦方法、弁護人に対する事業の趣旨徹底などについて十分協議のうえこれを実施する。

第2章 審査体制

(支部審査部会の構成)

第5条 支部長は、第12条1項の申込を受理したときなどには、速やかにその審査を担当する支部審査委員（以下「担当審査委員」）を原則として1名、指名する。但し本要綱で定める場合又は特にその必要性があると判断される場合には、支部長は複数名の担当審査委員を指名することができる。

前項による指名を受けた支部審査委員は、その都度支部審査部会（以下「支部審査部会」）を構成する。

支部審査部会は、本要綱及び理事会で定めた審査基準に従い、援助申込事件に対する援助の許否、援助の内容、援助の終結等を決定する。

支部審査部会の議事は、部会を構成する担当審査委員の過半数により決する。

(通知)

第6条 支部長は、支部審査部会が前条の決定をしたときは、その内容を、援助の申込者、援助の決定を受けた申込者（以下「依頼者」）、及び援助事件を受任した弁護士（以下「受任弁護士」）に通知しなければならない。

(不服申立)

第7条 申込者及び受任弁護士は、支部審査部会のなした決定に不服のある場合には、支部長に対して、不服申立書を提出して、不服申立をすることができる。

支部長は、前項の申立があったときは、当該審査決定に関与していない3名以上の支部審査委員を担当審査委員に指名し、指名を受けた担当審査委員はその都度不服申立審査部会を構成し、不服申立につき審査決定する。

前項の場合、第5条第4項及び第6条を準用する。

(援助費用基準)

第8条 本事業の援助要件に関する基準(以下「援助要件基準」)並びに弁護士及び費用に関する基準(以下「援助費用基準」)は、本部審査委員会で案を策定し、理事会で定める。

第3章 援助申込

(対象者)

第9条 弁護援助の対象者は、身柄を拘束された被疑者とする。

(援助要件)

第10条 弁護援助の援助要件は次のとおりとする。

- (1) 経済的に、直ちに弁護士及び実費が支払えない者であること
- (2) 弁護の必要性があり、かつ、相当であると認められること

(申込者)

第11条 弁護援助の申込は、被疑者及び刑事訴訟法第30条2項に定める被疑者の親族(以下「被疑者等」)が行う。

(弁護士による申込)

第12条 前条の申込は、弁護士によって作成された様式1による申込書を提出して行わなければならない。

前項の申込書を作成する弁護士は、自らその被疑者の弁護人を受任する意思があるかどうかを(既に弁護人に選任されている場合はその旨を)明記する。

支部長は、被疑者等が弁護士によらずに弁護人援助の申込を行ったときは、弁護士会の行う当番弁護士の申込として、これを弁護士会に通知することができる。

(当番弁護士制度への協力依頼)

第13条 支部長は、当番弁護士が、被疑者等に対し弁護援助制度の存在及び内容を告知し、被疑者等のために弁護人援助申込の書類作成を行うなど、弁護士会に弁護援助の運営に協力してもらえるよう努めるものとする。

第4章 審査

(付審査)

第14条 支部長は、第12条1項の申込を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査委員会の審査に付さなければならない。

(審査方法)

第15条 支部審査部会は、原則として申込書のみに基づいて審査する。但し、特別な事情があると判断したときは、支部審査部会は申込書を作成した弁護士から事情を聴取することができる。

(審査決定)

第16条 支部審査部会は、弁護士援助申込について審査し、次の決定をする。

(1) 弁護士援助要件に適合しているときは援助開始

(2) 弁護士援助要件に適しないときは却下

支部審査部会は、弁護士援助申込を受理した日の翌日までには前条の決定をするよう努めなければならない。

支部長は、支部審査部会で却下の決定があったときは、その理由を付して申込をした弁護士及び申込者本人に通知する。

第5章 受任弁護士

(受任弁護士の決定)

第17条 支部長は、支部審査部会において援助開始決定が出された事件について、申込時に弁護士になろうとする弁護士又は既に弁護士になっている弁護士がいる場合はその弁護士を、いない場合は弁護士会と協議して定めた方法により定められた弁護士を受任弁護士に選任する。

支部長は、申し込まれた事件の内容、申込者からの申し出などを考慮し、支部審査部会の意見を聞いて、複数の弁護士を受任弁護士に選任することができる。

(契約)

第18条 受任弁護士が選任された場合、支部長は、協会、依頼者及び受任弁護士で様式2による刑事被疑者弁護援助契約書を作成する。

(着手及び結果の報告)

第19条 受任弁護士は、選任後速やかに事件に着手しなければならない。

受任弁護士は、起訴または不起訴により事件が終了したときは、様式3による結果報告書を支部長に提出しなければならない。

受任弁護士は、弁護人援助を継続する必要性又は相当性がなくなつたと判断したときは、その旨を支部長に報告することができる。

(金銭受領の禁止)

第20条 受任弁護士は、依頼者又はその他事件の関係者から報酬金その他の利益を受けてはならない。

(辞任)

第21条 受任弁護士は、病気その他やむを得ない事由により辞任しようとするときは、その事由を示した文書を支部長に提出し、その承認を求めなければならない。

支部長は、前項の承認請求を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、辞任をやむを得ないと認めたときは、これを承認する。

前項の場合、第17条、第18条、第24条の規定を準用する。

(解任)

第22条 依頼者は、やむを得ない事由により受任弁護士を解任しようとするときは、その事由を示した文書を支部長に提出し、その承認を求めなければならない。

支部長は、前項の承認請求を受理したときは、速やかに担当審査委員を指名するなどして支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、解任をやむを得ないと認めたときは、これを承認する。

前項の場合、第17条、第18条、第24条の規定を準用する。

第6章 援助の終結

(援助終結)

第23条 支部長は、第19条第2項の結果報告書を受理したとき、速やかに担当審査委員を指名して支部審査部会の審査に付さなければならない。

支部審査部会は、結果報告書の記載にしたがい、援助の終結決定を行う。

(終結決定)

第24条 支部審査部会は、前条の場合、結果報告書に記載された受任弁護士の活動内容、事件の程度などを勘案し、援助費用基準に基づいて、受任弁護士に支払う弁護士及び費用のそれぞれの金額を決定する。

(援助の取消)

第25条 支部長は、第19条第3項の報告を受理したとき、又は第21条、第22条の規定により受任弁護士が辞任又は解任となり新たに受任弁護人を選任することが困難なときは、担当審査委員を指名して支部審査部会の審査に付すことができる。

支部審査部会は、前項の場合、援助の取消を決定することができる。

前項の場合、前条の規定を準用する。

支部長は、支部審査部会で援助取消の決定があったときは、その理由を付して依頼者本人及び受任弁護士に通知する。

(依頼者の負担)

第26条 支部審査部会は、事件終結時又は取消決定時に依頼者が直ちに弁護士料及び費用が支払えないとは言えない状態になり、かつ、依頼者に負担させることが不当とは言えない場合には、第24条で定めた金額の一部ないし全部について、依頼者に負担させることができる。

前項で依頼者に負担を求める場合、支部審査部会は、その負担金の額及び支払方法について、終結決定又は取消決定で決定する。

前項で依頼者に負担を求める決定をするに当たっては、依頼者又は受任弁護士の意見を聞かなければならない。

(起訴後の弁護)

第27条 援助事件が起訴により終結し公判手続が行われる場合には、受任弁護士は次のいずれかを選択して結果報告書に記載しなければならない。

(1) 継続して国選弁護を受任する

(2) 継続して私選弁護人となる

(3) 起訴後の弁護は行わない

前項(1)及び(3)のときには、受任弁護士は直ちに裁判所に弁護士辞任届を提出する。

第1項(1)のときには、支部長は、受任弁護士が引き続き国選弁護人を受任することができるよう、管轄裁判所に協力を求めなければならない。